



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月17日火曜日 第1853号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	476
指定自立支援医療機関の指定.....	476
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	478
市営土地改良事業の施行の同意(5件).....	479
保安林の指定実施要件を変更する旨の通知.....	479
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	480
兼用工作物の管理の方法について.....	480
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	480
港湾施設の概要.....	481
基本測量の終了の通知.....	481
基本測量の実施の通知.....	481

### 訓 令

愛媛県地方局県民情報室規程の一部を改正する訓令..... 481

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団

体..... 482

### 告 示

#### ○愛媛県告示第740号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
村上記念病院	西条市大町739番地	医療法人社団 更生 会	平成22年 4月12日 まで

#### ○愛媛県告示第741号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	愛媛県知事 加戸守行	耳鼻咽喉科に関する医療(育成医療・更生医療)	平成19年 4月1日
〃	〃	〃	心臓脈管外科に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	腎臓に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村7丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	心臓脈管外科に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
医療法人真泉会第一病院	今治市宮下町1丁目1番21号	医療法人真泉会第一病院	〃	〃
今治南病院	今治市四村103-1	医療法人大樹会今治南病院	腎臓に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
医療法人山田クリニック	今治市桜井4丁目6番2号	山田 要助	〃	〃
鴨頭矯正歯科医院	今治市常盤町3丁目6-16	鴨頭 和利	歯科矯正に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
三木病院	今治市泉川町1丁目3番45号	医療法人天楽会	整形外科に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市長 石橋 寛久	〃	〃
〃	〃	〃	心臓脈管外科に関する医療(育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	腎臓に関する医療(育成医療・更生医療)	〃

"	"	"	腎移植に関する医療（育成医療・更生医療）	"
医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町2丁目6番24号	医療法人沖縄徳洲会	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
"	"	"	腎移植に関する医療（育成医療・更生医療）	"
宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	社団法人全国社会保険協会連合会	整形外科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
医療法人阿部眼科医院	宇和島市堀端町1番4号	阿部 弘道	眼科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
医療法人清水皮膚科泌尿器科医院	宇和島市保田甲845-7	清水 純	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
加藤整形外科医院	宇和島市和豊元町4丁目2番8号	医療法人廣紀会	整形外科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
木村内科医院	宇和島市京町2番40号	医療法人木村内科医院	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
松林眼科医院	宇和島市丸之内3丁目1番13号	松林 光太	眼科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
医療法人吉田内科・泌尿器科医院	宇和島市御幸町2丁目2番12号	医療法人吉田内科・泌尿器科医院	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇和島市長 石橋 寛久	"	"
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八幡浜市長 高橋 英吾	整形外科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
"	"	"	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
医療法人広仁会広瀬病院	八幡浜市昭和通1280番地の9	医療法人広仁会	"	"
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1-1	愛媛県知事 加戸 守行	耳鼻咽喉科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
"	"	"	心臓血管外科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
"	"	"	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	独立行政法人労働者健康福祉機構	整形外科に関する医療（育成医療・更生医療）	"
財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	財団法人積善会	"	"
"	"	"	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
"	"	"	歯科矯正に関する医療（育成医療・更生医療）	"
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	住友金属鉱山株式会社	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
歯ならび矯正歯科医院	新居浜市寿町1-43	和島 武毅	歯科矯正に関する医療（育成医療・更生医療）	"
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字覆ヶ坪269番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	"
西条中央病院	西条市朔日市804番地	医療法人同心会	"	"
医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	医療法人社団更生会村上記念病院	"	"
飯尾皮フ科泌尿器科	西条市周布782番地	医療法人飯尾皮フ科泌尿器科	"	"
医療法人社団池田医院	大洲市東大洲84番地11	医療法人社団池田医院	"	"
伊予病院	伊予市八倉906番地5	医療法人財団尚温会	整形外科に関する医療（育成医療・更生医療）	"

増田泌尿器科	伊予市上野1616番地 1	医療法人増田泌尿器科	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233	公立学校共済組合	〃	〃
芝医院	四国中央市妻鳥町2074 - 1	芝 一成	〃	〃
愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684番地の 2	愛媛県知事 加戸 守行	〃	〃
医療法人社団恵仁会三島外科胃腸クリニック	四国中央市中之庄町116番地	医療法人社団恵仁会三島外科胃腸クリニック	〃	〃
藤田歯科医院	四国中央市土居町蕪崎233 - 1	藤田 展大	歯科矯正に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町 1 丁目246番地 1	西予市長 三好 幹二	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	眼科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	耳鼻咽喉科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	口腔に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	整形外科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	中枢神経に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	脳神経外科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	心臓脈管外科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	独立行政法人国立病院機構愛媛病院長	心臓脈管外科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
〃	〃	〃	免疫に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
重信クリニック	東温市志津川甲246番地 6	医療法人社団重信クリニック	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	財団法人積善会	整形外科に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃
愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	愛媛県知事 加戸 守行	〃	〃
武智泌尿器科・内科	伊予郡松前町恵久美711	医療法人武智泌尿器科・内科	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	〃

### ○愛媛県告示第 742 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸 守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目2 - 1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	9時から22時まで	9時から23時まで	平成19年4月1日	平成19年3月23日

		来客が駐車場を利用することができる時間帯	8時45分から22時15分まで	第1・2駐車場 8時45分から23時15分まで 第3駐車場 8時45分から22時まで	
--	--	----------------------	-----------------	---	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大戸新池地区）の施行に平成19年4月5日同意した。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西池地区）の施行に平成19年4月5日同意した。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・末池地区）の施行に平成19年4月5日同意した。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・畑寺地区）の施行に平成19年4月5日同意した。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地

改良事業（かんがい排水）・野々江坂地区）の施行に平成19年4月5日同意した。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第748号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新居浜市別子山字大野乙133の2・字瓜生野乙252の11・字筏津乙510の38・字弟地乙518の3・字別子山乙555の69から乙555の71まで・乙555の74・乙555の75（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字大野乙132、乙133、乙148、乙162、乙164の1、乙164の2、乙166の1、字横道乙187、乙187の2、字成ル乙293の3、乙293の4、字芋野乙384の2から乙384の4まで、字保土野乙463の4から乙463の6まで、乙483の22から乙483の24まで、字筏津乙498の2から乙498の4まで、字弟地乙540の3、乙540の4

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市米野町乙177の14、乙179の1、乙180の1、乙181、乙182の1、乙182の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町御内1701、1721

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町御内1578から1580まで、1588、1589、1601

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字父野川下2269から2274まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字父野川下2274(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第749号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年4月17日から5月1日

○愛媛県告示第750号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称  
二級河川浅川水系浅川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
浅川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
今治市矢田甲639番6から同市矢田甲623番4地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 今治市  
今治市別宮町一丁目4番地1
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
  - (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成19年4月17日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第751号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大洲市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年4月17日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 知事 加戸守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

大洲市長浜字小波町甲1030番 145、同甲1030番 144 及び同市長浜町黒田 617 番89の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から②の地点までを結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ昭和52年 1月31日付け愛媛県指令45港第 461 号でしゅん功認可された埋立地と公有水面の境界線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和39年 4月10日付け愛媛知指令38港第 867 号で認可された埋立地と公有水面との境界線並びに④の地点と①の地点を結ぶ昭和56年 1月20日付け愛媛県指令52港第 522 号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜字小波町甲1030番 146 の長浜港東岸壁に設置された金属鉄）は、北緯33度37分00秒、東経 132 度29分10秒の地点

①の地点は、基点から真北83度30分18秒 67.24メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北74度23分43秒143.17メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北 164 度45分25秒9.55メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北 254 度23分44秒143.01メートルの地点

(3) 面積

1,365.94平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年 3月16日 愛媛県指令15港第 353 号

4 しゅん功認可年月日

平成19年 4月17日

○愛媛県告示第 752 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第34条において準用する同法第

12条第 5 項の規定に基づき、弓削港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成19年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
緑 地	越智郡上島町下弓削1034番	面積 2,514.36平方メートル
防 波 堤	越智郡上島町下弓削1034番地先	延長 140メートル

○愛媛県告示第 753 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成18年 4月20日から平成19年 3月23日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第 754 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成19年 4月17日から平成20年 3月24日まで
- 3 作業地域 県内全域

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県地方局県民情報室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 4月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局県民情報室規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局県民情報室規程（平成 5 年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p><u>第 1 条</u> 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、地方局総務県民部総務調整課並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、地方局総務県民部総務調整課並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲</p>

庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎（以下「出先庁舎」という。）の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。

（任務）

**第3条** 地方局県民情報室は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(3) 省略

(4) 行政資料の有償頒布に関すること。

庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎（以下「出先庁舎」という。）の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口 \_\_\_\_\_ として地方局県民情報室を設置する。

（任務）

**第3条** 地方局県民情報室は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(3) 省略

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**○愛媛県選挙管理委員会告示第45号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成19年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成19年4月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
赤岡盛寿後援会	古賀洋俊	兵頭善次	宇和島市三間町土居中1050
浅野修一後援会	吉本正	高橋正登	宇和島市吉田町本町31
石橋重義後援会	石橋重義	坪井富士江	西条市福武甲1331
越智弘和後援会	越智弘和	越智玲子	今治市玉川町鈍川甲31-1
皇道塾	藤坂勇樹	徳永宏明	今治市北日吉町一丁目11-5
佐伯たけひろ後援会	高山司	佐伯武子	西条市丹原町田滝甲113-2
市民の手をつなぐ会	堀内琢郎	武内保恵	今治市朝倉下564
玉井ただし後援会	玉井忠司	玉井忠司	松山市石風呂町540
21世紀の吉田を創る会	吉本正	高橋正登	宇和島市吉田町本町31
宮下一郎後援会	加幡仁一	宮下英幸	南宇和郡愛南町平瀬655
米田美恵子後援会	上村ミヤ子	米田佳代子	宇和島市山際一丁目2-6